

jus の活動に関する細則

1. 日本 UNIX ユーザ会会則第 5 条に定める本会の活動は以下の通りとする。

(1) 各種会合の主催

i. UNIX および UNIX 関連の計算機システムに関する学術研究および技術情報、製品情報の会員同士の交換を目的として、各種会合をおこなう。

(2) 出版

i. 会員の研究成果および本会の目的に関連のあるその他の情報を、機関誌およびその他の出版物もしくはそれに類する電子的手段によって会員に提供する。

(3) ソフトウェアおよびデータの配布

i. 会員が会員のシステムにおいて利用するためのソフトウェアおよびデータの収集および配布をおこなう。

(4) 他団体との交流

i. 本会は、本会と活動主旨が類似する他団体と交流をおこない、両団体の会員相互の利益をはかる。

(5) その他の活動

i. その他、本会の目的を達成するために必要な活動をおこなう。

2. 日本 UNIX ユーザ会会則第 2 条に定める本会の所在地を、下記の場所に置く。

東京都新宿区四谷三栄町 2 番 14 号

会員に関する細則

1. 個人の会員の略称

学生である個人会員の略称を学生会員とする。

2. 年会費および手数料

(1) 会員ごとの年会費を以下のように定める

i. 個人会員 0 円

ii. 学生会員 0 円

iii. 賛助会員 0 円

iv. 法人会員 0 円

(2) 初年度登録手数料を以下のように定める

i. 個人会員 0 円

ii. 学生会員 0 円

iii. 賛助会員 0 円

iv. 法人会員 0 円

3. 賛助会員の特典

(1) 個人会員資格

- i. 賛助会員が個人である場合にはその個人に、団体である場合にはその代表者に個人会員と同等の資格を与える。

(2) 印刷・郵送サービス

- i. 賛助会員は、機関誌およびニュースレターの印刷・郵送サービスを受けることができる。

(3) ソフトウェアおよびデータの配布

- i. 賛助会員は、本会活動に関する細則に基づき、ソフトウェアおよびデータの配布を受けることができる。

(4) 催事に関する割引等

- i. 賛助会員は、本会がとりおこなう有料の催事において、催事ごとに定められた人数に対し、個人会員と同等の割引料金の適用を受けることができる。

4. 法人会員の特典

(1) 個人会員資格

- i. 法人会員は、その代表者に個人会員と同等の資格を与える。

(2) 印刷・郵送サービス

- i. 法人会員は、機関誌およびニュースレターの印刷・郵送サービスを受けることができる。

(3) ソフトウェアおよびデータの配布

- i. 法人会員は、本会活動に関する細則に基づき、ソフトウェアおよびデータの配布を受けることができる。

(4) 催事に関する割引等

- i. 法人会員は、本会がとりおこなう有料の催事において、催事ごとに定められた人数に対し、個人会員と同等の割引料金の適用を受けることができる。
- ii. 法人会員は、本会がとりおこなう催事において、催事ごとに定められた範囲内の優先的出展権を与えられる。